

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年8月26日

西条市長 高橋 敏明

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

- ・西条市役所農林水産部林業振興課
- ・西条市ホームページ

3 本公告により、西条市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

(別紙) 経営管理権集積計画の対象森林一覧

整理番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
集R7-16	黒谷	乙146-30	319	68-1	山林	1.05	5年	
	黒谷	乙146-30	319	68-2	山林	0.32	5年	
集R7-17	黒谷	乙146-31	319	69-2	山林	1.56	5年	
	黒谷	乙146-31	319	69-3	山林	0.72	5年	
集R7-18	丹原町古田	乙519-26	505	17	保安林	1.45	5年	
集R7-19	丹原町古田	乙519-27	505	18	保安林	0.24	5年	
集R7-20	丹原町古田	乙519-28	505	19-1	保安林	0.38	5年	